

〈修士論文要旨〉

戦国期における保内商人について

— 在地との関係から —

尾上 勇 人

今堀日吉神社文書は、その中には中世の商業関係文書を豊富に含んでいたことから、商業史において数多くの研究がなされてきた。そのため、今堀日吉神社文書に現れてくる保内商人は、中世における代表的な商人とされている。

豊富に蓄積されたこの保内商人の研究の中で、多大な影響を与えたのは脇田晴子氏による研究である。脇田氏は、保内商人の相論が、十五世紀での市場での専売権を中心とした相論から十六世紀になると商品の流通路をめぐる、海道への相論へと変化することと移行することとを指摘し、それに付随して裁定者も山門から守護六角氏へと移行するという中世商業の展開と権力との関係を論証された。そして、佐々木銀弥氏や仲村研氏、近年の宇佐見隆之氏の研究に引き継がれ、各研究において、六角氏による介入・保護によって保内商人、海道の独占は支えられていたという見解がなされている。

しかし、これらの先行研究において、商人の市場の独占から海道の独占という変化を重視するあまりに実質的な面での海道の独占が考察

されてこなかったのではないだろうか。

鈴木敦子氏や佐々木銀弥氏は、交通を事実上支配していた国人層と保内商人との結びつきが海道の独占の決め手となっていたと指摘されているが、両者とも指摘されるに留まり、具体的な考察がなされていない。そのために、漠然と守護六角氏による保護によって独占が維持されていたと先行研究では理解されてきたのだと思われる。

本稿では、以上のような先行研究を踏まえ、保内商人と相論などに現れてくる証言者などを取り上げることによって、保内商人と在地との関係から、戦国期の保内商人について考察する。尚ここで在地とは、海道・その結節点である村や都市に何らかの影響力を有する人々を指す。

海道の独占が確認できるのは、五箇商人によって独占されている若狭国と近江国を結ぶ九里半道と保内商人による伊勢国と近江国を結ぶ伊勢道である。この二つの海道における相論を比較してみたところ、以下のような同一の主張が確認できる。

第一点に独占を侵害する側が海道を通過して商売をすることは新儀であること。第二点は、どの商品にも座があるため、如何に院宣などがあっても新しく商売することは出来ない。第三点は、独占を侵害する側は侵害される側から商品を卸してもらって商売をしている。第四点に独占を侵害する側は海道における様々な負担をしていない。

このことから、商人たちの慣習として次の二点があったものと思われる。それぞれの商人たちは立庭の住み分けが行われていた。そして、海道における様々な負担を担っていない商人が、その海道を通った商品を卸してもらっている場合、その海道における卸してもらっている商品を所持しての通行権はないということだ。

では、どのようにして海道の独占は果たされていたのか。そこで、伊勢道上での保内商人と在地との関係について考えていきたい。永禄以前では、八風越に影響力を有していた小倉三河守良秀の書状から、商人の通行には事前段階での在地との交渉が必要であり、その交渉の主体性が在地にある以上、四本商人が独占的に街道を利用できるかは在地の行動次第であったことがわかる。永禄以後は、千草有吉の書状から、在地と保内商人とが「申合」をして海道を通行していることが記され、役銭を払うことで通行を許されている。つまり、海道の独占は、在地との関係によって成り立ち、伊勢道は立庭においては保内商人の影響下にあったが、イコール保内商人による海道の独占が果たされたのではない。海道における在地との契約によって海道の独占は維持されたのであり、そこに六角氏による介入などは見出すことはでき

ない。

保内商人による海道の独占は在地との関係によって成り立っているとしたが、それは非常に不安定な状態であった。在地との交渉において、それは保内商人だけの特権ではなく、在地としてはいくつもある選択肢の一つでしかなかったからである。

ここまで、海道における保内商人と在地との関係を述べたが、次は海道の結節点である都市などにおける商人宿と保内商人との関係について考えていきたい。

近江における宿は、在地が塩宿年貢銭を保内商人に納めることで、塩宿として機能することができた。しかも、この塩宿年貢銭が滞るようなことがあれば、保内商人によって塩宿を停止させられるという事もあり得た。つまり、塩宿を設定する主体は在地ではなく、保内商人にあるということである。在地の有力者であっても、これに抗する事はできず、在地側は定められた塩宿年貢銭を払うことでしかこれを回避できなかった。

では次に伊勢の商人宿を見ていきたい。桑名の商人宿では、近江での塩宿のような年貢銭を確認することはできないが、保内商人の主張の中に「枝村衆も商買仕候間、宿ハ可持候」とあり、桑名で商売をするためには宿を持つことは必須事項であった事がわかる。桑名において商人と商人宿は互いを必要とする共存関係であったものと考えられるが、商人にとって商人宿は「持」という所有の概念で表現される存在であった。商人宿側にしても、自分たちの一族の宿に保内商人を繋

ぎとめようとする意識を史料上から垣間見ることが出来る。

保内商人と相論における証言者である在地という観点で流通を考えると、海道の独占は決して磐石な体制ではなく、不安定な構造であったと言わざるを得ない。保内商人は、この不安定な構造に依拠していたために、新儀商人たちとの競争を強いられ、徐々に衰退していったものと思われる。

そして、海道から視点を変えて都市などの結節点に目を向けると、商品の販売拠点と考えられる宿が商人に従属しているような状態となっているのが見られる。商品を運ぶ段階においては、そこが商人たちにとって限られたルートである以上、海道における在地との関係が重要であり、贈物などを行っている事が確認できるが、いざ販売の段になると年貢銭を徴収するなどの上位者のような行動をとる。しかし、この相反する状態が、どの商人にも当てはまるということはないだろう。商人宿の方が有利な立場を築いている場合も当然あるはずであるが、そうした商人宿との比較は後の課題としたい。

保内商人の海道の独占は、上位権力である六角氏による保護によって成立していたというのが通説的な理解であった。しかし、流通は、その成立・維持において決して上位権力の介入があったわけではない。その流通を担ってきたという古実・古法、つまりは慣習という形で存続していたものの上に、上位権力によって言わばお墨付きをもらったようなものと言える。このお墨付きをより徹視的なレベルで実行できるかは、それぞれの自力によるしかなかったと考えられる。無論、上

位権力の保護がその一助になっていたこともまた否定はできないのだが。